

2022 年度 募 集 要 項

精神保健福祉学科(通信課程)
〈一般養成課程・短期養成課程〉



学校法人 RWF グループ

四国中央医療福祉総合学院

精神保健福祉士について

精神保健福祉士とは、1997年に誕生した精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。

21世紀はこころの時代と言われています。多様な価値観が錯綜する時代にあって、こころのあり様は私たちがもっとも関心を寄せる問題の一つとなっています。

特に、わが国では、たまたまこころの病を負ったことで、さまざまな障害を抱えた人々に対する社会復帰や社会参加支援の取り組みは、先進諸国の中で制度的に著しく立ち遅れた状況が長年続いていました。近年になり、関係法の改正などにより、ようやく精神障害者も私たちと同じ一市民として地域社会で暮らすための基盤整備が図られることとなりました。

精神保健福祉士は、精神科ソーシャルワーカー(PSW:Psychiatric Social Worker)という名称で1950年代より精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された歴史のある専門職です。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としています。

さらに、高ストレス社会といわれる現代にあって、広く国民の精神保健保持に資するために、医療、保健、そして福祉にまたがる領域で活躍する精神保健福祉士の役割はますます重要になってきています。

精神保健福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。

本課程の修了者には、精神保健福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

目次

〔募集概要〕

■ 取得資格	1
■ 募集定員・修業年限	1
■ 入学資格	1
■ 入学金等納入金	2
■ 出願受付期間・入学手続き期限	2
■ 選考方法・選考結果通知	2
■ 出願方法・出願書類	2
■ 入学手続き・学習開始	5
■ 学院出身者優遇制度	5
■ 教育訓練給付制度	5
■ 貸付制度	5

〔参考資料〕

■ 学習概要	6
■ 学習計画 <一般養成課程>	7
<短期養成課程>	8
■ 基礎科目について	9
■ 相談援助業務の実務経験とは	10
<実務経験の対象となる指定施設の範囲>	11
■ スクーリング会場案内図等	裏表紙

〔出願書類様式〕

■ 入学願書記入例	16
■ 実務経験申告書・証明書(個票)記入例	17
■ 入学願書	18
■ 小論文用紙(両面)	19
■ 実務経験申告書	20
■ 実務経験証明書(個票)	21
■ 基礎科目履修証明書	22
■ 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書	23
■ A.入学検定料振込証明書貼付台紙 等	24
■ C.入学願書受付通知 等	24
■ 振込依頼書	25

お問い合わせ

四国中央医療福祉総合学院

TEL 0896-24-1000 (平日 9:00~18:00)

MAIL info@rwf.ac.jp

⇒メール作成画面へ



〔募集概要〕

■ 取得資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

■ 募集定員・修業年限

学 科	募集定員	修業年限
精神保健福祉学科(通信課程)〈一般養成課程〉	50名	1年8ヶ月(4月～翌年11月末日)
精神保健福祉学科(通信課程)〈短期養成課程〉	50名	9ヶ月(4月～12月末日)

※ 入学時期は4月のみです。

■ 入学資格

四国4県および岡山県に在住の方で、以下のいずれかに該当する方

<p>＜一般養成課程＞</p> <p><input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業</p> <ul style="list-style-type: none">4年制大学・4年制専門学校を卒業または2022年3月に卒業見込みの方 <p><input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業＋実務経験1年</p> <ul style="list-style-type: none">3年制短期大学・3年制専門学校(夜間・通信を除く)を卒業し、指定施設(P11～15)において1年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方 <p><input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業＋実務経験2年</p> <ul style="list-style-type: none">2年制短期大学・2年制専門学校を卒業し、指定施設(P11～15)において2年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方 <p><input type="checkbox"/> 実務経験4年</p> <ul style="list-style-type: none">指定施設(P11～15)において4年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方
<p>＜短期養成課程＞</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉士</p> <ul style="list-style-type: none">社会福祉士である方または社会福祉士登録見込みの方 <p><input type="checkbox"/> 4年制福祉系大学等卒業</p> <ul style="list-style-type: none">4年制福祉系大学・4年制福祉系専門学校において指定科目または基礎科目(P9)を修めて卒業または2022年3月に卒業見込みの方 <p><input type="checkbox"/> 3年制福祉系短大等卒業＋実務経験1年</p> <ul style="list-style-type: none">3年制福祉系短期大学・3年制福祉系専門学校(夜間・通信を除く)において指定科目または基礎科目(P9)を修めて卒業し、指定施設(P11～15)において1年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方 <p><input type="checkbox"/> 2年制福祉系短大等卒業＋実務経験2年</p> <ul style="list-style-type: none">2年制福祉系短期大学・2年制福祉系専門学校において指定科目または基礎科目(P9)を修めて卒業し、指定施設(P11～15)において2年以上(2022年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方

- 指定施設(P11～15)において1年以上(2022年3月31日時点)精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がない方は、入学後、精神保健福祉援助実習(P6)の履修が必要です。

■ 入学金等納入金

学 科	入 学 金	通信・面接授業料	合 計
精神保健福祉学科(通信課程)〈一般養成課程〉	20,000 円	300,000 円	320,000 円
精神保健福祉学科(通信課程)〈短期養成課程〉	20,000 円	210,000 円	230,000 円

※ 出願者が本学の通学課程卒業生または通信課程修了生の場合、入学金を免除いたします。

※ テキストは各自でご購入いただきます(P5)。

※ 実習(P6)が必要な方は、入学後別途、実習費(90,000 円)および学生保険費用(一般養成課程約 3,000 円、短期養成課程約 2,000 円)が必要です。

■ 出願受付期間・入学手続き期限

募集区分	受付期間	選考結果通知発送日	入学手続き期限
1 次	2021 年 9 月 1 日(水) ～2021 年 10 月 29 日(金)	各募集区分受付期間 最終日から 10 日以内	2021 年 12 月 3 日(金)
2 次	～2021 年 12 月 3 日(金)		2022 年 1 月 7 日(金)
3 次	～2022 年 1 月 14 日(金)		2022 年 2 月 18 日(金)
4 次	～2022 年 2 月 25 日(金)		2022 年 3 月 18 日(金)
5 次	～2022 年 3 月 22 日(火)必着		2022 年 3 月 30 日(水)

※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

■ 選考方法・選考結果通知

1. 選考方法

小論文および出願書類により選考いたします。

※選考結果に関わらず出願書類および検定料の返還はいたしかねます。

2. 選考結果通知

可否結果は、各募集区分受付期間最終日より 10 日以内に送付いたします。

合格の方には、「入学手続き等のご案内」を同封いたします。また、実習免除や既修得科目読替を希望された方には、その可否を併せて通知いたします。

■ 出願方法・出願書類

1. 出願方法

以下(1)～(6)の書類をそろえて、下記まで簡易書留にて送付またはご持参ください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

四国中央医療福祉総合学院 事務局(本部棟)

窓口受付時間 平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～17:00 日曜祝日年末年始 閉門

(1) 入学願書 (P16、18)

(2) 小論文用紙 (P19)

課題「入学する動機と精神保健福祉士としての将来の課題を 800 字から 1,000 字以内で述べなさい」

[手書きの場合]所定の用紙に横書きで、黒のペンを使用し作成

[パソコンの場合]下記の原稿用紙設定で作成

罫線	スタイル	マス目付き原稿用紙
	文字数×行数	20×20
ページ	用紙サイズ	A4
	印刷の向き	縦
	文字列の方向	横書き
ヘッダー	受験学科・氏名・生年月日記入	

(3) 入学検定料 10,000 円(銀行振込) (P25)

<振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737

コード番号 一般養成課程(精神保健福祉学科) : 6

短期養成課程(精神保健福祉学科) : 7

※ATMでお振込みの場合は、氏名の前に志望課程のコード番号をご入力ください。

(4) A. 入学検定料「振込証明書」(コピー可)貼付台紙 (P24)

B. 写真票(証明写真[縦 3cm×横 2.4cm]1枚貼付・学生証用)

C. 入学願書受付通知(通知希望の方は、あて名記入・63 円切手貼付)

D. 入学手続完了通知(通知希望の方は、あて名記入・63 円切手貼付)

(5) 選考結果通知用封筒(長形 3 号封筒あて名記入・定形郵便 50g+速達料金の切手貼付)

(6) 各入学資格において必要な書類(P4)

入学資格 必要書類	一般養成課程(1年8カ月)			短期養成課程(9カ月)		
	4年制大学等 卒業(見込)	短大等卒業 +実務経験	実務経験 4年	社会福祉士	4年制福祉系 大学等卒業 (見込)	福祉系短大等 卒業+実務経験
卒業(見込) 証明書	◎	◎	—	—	◎	◎
実務経験申告書	△	◎	◎	△		◎
実務経験証明書	(実習免除を 希望する方)	◎	◎	(実習免除を希望する方)		◎
基礎科目履修 証明書	—	—	—	—	◎	◎
社会福祉士 「相談援助実習」 履修証明書	△ (一部実習免除 を希望する方)	—	—	△ (一部実習免除を希望する方)		—
社会福祉士登録 証のコピー	—	—	—	◎	—	—
成績証明書 およびシラバス	△ (既修得科目読替を希望する方)					
戸籍抄本等の証	△ (証明書と現在の姓名が異なる方)					

※ 各入学資格において◎の書類は必ずご提出ください。

2. 出願書類について

(1) 卒業(見込)証明書

- 「卒業証書」とは異なります。発行から3カ月以内のものをご提出ください。
- 卒業証明書と現在の姓名が異なる場合、戸籍抄本等の証を併せてご提出ください。
- 見込で出願される方は、卒業した時点で再度「卒業証明書」をご提出ください。

(2) 実務経験(見込)申告書・証明書 (P17、20、21)

- 相談援助業務の実務経験(P11～15)が1年以上ある方は、「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」の提出により、「精神保健福祉援助実習」およびスクーリング「精神保健福祉援助実習指導」が免除されます。
- 従業期間は、実務経験の対象となる施設(事業)等種類・職種での従業期間のみご記入ください。証明が必要な従業期間は、入学資格によって異なります。
- 見込の方は、両方の様式をコピーのうえ「見込み」で出願し、必要な期間を満たした時点で、再度ご提出ください。
- 「実務経験申告書」は、1枚に複数の施設(事業)等種類・職種をご記入いただけます。同法人内での異動の場合もご記入ください。
- 「実務経験証明書(個票)」は、1施設(事業)等種類・1職種ごとの証明が必要です。複数の施設種類・職種の証明を受ける場合は、様式をコピーしてご使用ください。

(3) 基礎科目履修証明書 (P22)

- 社会福祉士(登録見込み含む)でない方が短期養成課程に入学するために必要です。
- 基礎科目については、P9を参照してください。

(4) 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書 (P23)

- 社会福祉士の養成施設・大学等において「相談援助実習」を修得している方は、履修証明書の提出により、「精神保健福祉援助実習」の障害福祉サービス事業所等(120時間)における実習が60時間免除されます。ただし、この場合も医療機関における実習は行います。

(5) 社会福祉士登録証のコピー

- 社会福祉士登録証と現在の姓名が異なる場合は、戸籍抄本等の証をご提出ください。
- 見込みで出願される方は、入学願書の入学資格要件欄に朱書きで「見込」とご記入ください。その場合、登録証が届き次第そのコピーをご提出ください。

(6) 成績証明書およびシラバス

- 他の学校等において修得した科目について、現カリキュラムの教育内容相当と認められる場合、本課程の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で読替による履修とすることができます。既修得科目読替を希望する場合、以下2つの書類の提出が必要です(どちらか一方では読替不可)。

① 成績証明書(単位習得証明書等)

出身大学等の学長(学部長等)の公印のある最終成績が記載された証明書をご提出ください。

② シラバス(講義概要)

読替を希望する科目が記載されている当時のシラバス(コピー可)をご提出ください。科目のシラバスに大学名等が記載されていない場合は、シラバスの表紙もご提出ください。また、インターネット上で公開されている場合も、読替を希望する科目のページを印刷してご提出ください。

■ 入学手続き・学習開始

1. 入学手続き

- 各募集区分の入学手続き期限(P2)までに、入学金および通信・面接授業料を指定の金融機関にお振込みいただきます。
- テキストは各自でご購入いただきます。合格された方には、使用するテキスト一覧と本学院での購入方法をご案内いたします。ご案内する書店で購入の場合、一般養成課程は約 50,600 円、短期養成課程は約 25,000 円です。必要科目のみの購入も可能です。
- 実習が必要な方には、入学後学生保険料と実習費(90,000 円)をご案内いたします。
- 出願後入学を辞退される場合は、ご連絡をお願いいたします。入学手続き完了後でも 2022 年 3 月 31 日までのお申し出があれば、入学金以外の納入金については、返還いたします(2022 年 4 月 1 日以降は、対応いたしかねます)。

2. 学習開始について

- 入学手続きを完了された方には、4 月の初旬に学習の手引きや学習課題集等、学習のご案内を送付いたします。発送日(学習開始日)は、「入学手続き等のご案内」に記載いたします。
- テキストによる自宅学習を行い、学習計画(P7~8)に沿って 5 月下旬よりレポート提出が始まり、短期養成課程は 7 月、一般養成課程は 9 月に第 1 回スクーリングを開催いたします。
- 実習につきましては、入学後別途ご案内いたします。

■ 学院出身者優遇制度

出願者が本学の通学課程卒業生または通信課程修了生の場合、入学金を免除いたします。

■ 教育訓練給付制度

1. 本学院指定講座

- 一般養成課程は「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象です。
指定番号 : 380541910037
- 短期養成課程は「専門実践教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象です。
指定番号 : 880041620017

2. 教育訓練給付制度について

- 教育訓練給付制度については、ホームページ 学院 Q&A「Q9 奨学金・学資ローンは使えますか?」をご参照いただくか、本学院までお問い合わせください。
- ご自身の受給資格につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

3. 支給申請手続きについて

- 一般養成課程は、課程修了後に行います。
- 短期養成課程は、受講開始前(原則として1ヶ月前まで)にハローワークで行います。
※ 申請手続きの際に必要な学習開始日等は、「入学手続き等のご案内」に記載いたします。

■ 貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」
- オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」
- ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等
- 母子父子寡婦福祉資金貸付(最寄りの地方公共団体の福祉担当窓口にお問合せください)

〔参考資料〕

■ 学習概要

通信課程では、以下3つを履修します。

1. レポート(テキスト学習)

テキストによる自宅学習を行い、学習計画に沿ってレポートを提出し添削指導を受けます。

すべての科目(免除科目は除く)について合格点(100点満点で60点以上)を得ることで履修認定となります。不合格の場合は再提出となり、手数料が必要です。

レポート用紙は、手書きの場合、本学の原稿用紙、パソコンの場合、指定の書式で作成します。

学習上の質問はメールまたは質問用紙で受け付けます。

2. スクーリング(面接授業)

講義を通して直接指導を受けるものです。

全日程に出席し(免除科目、実習免除者は「精神保健福祉援助実習指導」を除く)、科目試験に合格(免除科目は除く)することで履修認定となります。

欠席した場合、翌年のスクーリング日程での再履修となり、修了年限での修了ができない場合もあります。また、再履修による受講には再履修料、試験不合格による再試験には再試験料がかかります。

3. 精神保健福祉援助実習(実習免除者は除く)

入学時に実務経験が1年未満の方は、「精神保健福祉援助実習(以下「実習」)」の履修が必要です。

精神科病院等の医療機関および障害福祉サービス事業所等で実習を行い、精神保健福祉に関する専門知識や援助技術、関連知識を学びます。

実習前には実習施設へ訪問し、実習指導者と打ち合わせや事前準備をし、実習期間中には、本学院の教員が実習先を訪問し、指導や相談にあたります。

実習は、本学院が指定する施設において、210時間以上(約27日間)実施します。精神科病院等の医療機関にて90時間(12日間)、障害福祉サービス事業所等にて120時間(15日間)行います。

なお、入学時に一部実習免除を認められた方は、150時間以上(約20日間)実施します。精神科病院等の医療機関にて90時間(12日間)、障害福祉サービス事業所等にて60時間(8日間)行います。

実習時期は、スクーリング「精神保健福祉援助実習指導(実習前)」受講後、一般養成課程は入学翌年の1月～8月、短期養成課程は入学年の9月～11月の間で行います。

実習場所や施設種別、時期等についての希望調査は、入学後行います。ただし、実習先施設の都合等により、すべてが実習生の希望通りになるとは限りません。また、お住まいの地域に実習受け入れ施設がない場合には、その他の地域の実習施設となります。

実習は、実習休日を除いて連続して行います。医療機関と障害福祉サービス事業所等は分けて行いますが、週1～3日や1週間単位、土日のみ等の実施希望にはお応えできません。

実習履修が必要な方は、実習を円滑に行えるように、職場やご家族等のご理解・ご協力を得たうえで、お願いいただくようお願いいたします。

■ 学習計画

<一般養成課程>

1. カリキュラム

科目名	スクーリング (面接授業)	レポート		実習
		回数	提出時期	
人体の構造と機能及び疾病		1回	2023年2月	
心理学理論と心理的支援		1回	2023年9月	
社会理論と社会システム		1回	2023年6月	
現代社会と福祉		2回	2022年5月、7月	
地域福祉の理論と方法		2回	2022年5月、7月	
福祉行財政と福祉計画		1回	2023年2月	
社会保障		2回	2023年2月、4月	
低所得者に対する支援と生活保護制度		1回	2023年8月	
保健医療サービス		1回	2023年6月	
権利擁護と成年後見制度		1回	2023年9月	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		1回	2022年9月	
精神疾患とその治療	1日間	2回	2022年5月、7月	
精神保健の課題と支援	1日間	2回	2022年5月、7月	
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	半日	1回	2022年9月	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	半日	1回	2022年11月	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	2日間	4回	2022年9月、11月 2023年2月、4月	
精神保健福祉に関する制度とサービス	1日間	2回	2023年4月、6月	
精神障害者の生活支援システム	半日	1回	2022年11月	
精神保健福祉援助演習(基礎)	半日	1回	2022年9月	
精神保健福祉援助演習(専門)	1日間	2回	2022年11月、 2023年4月	
精神保健福祉援助実習指導 (該当者のみ)	1日半	3回	2022年11月 2023年4月、8月	
精神保健福祉援助実習 (該当者のみ)				医療機関 90時間 (12日間)
				福祉施設 120時間 (15日間)

2. スクーリング(面接授業)日程

スクーリング科目	第1回：2022年9月17日～19日(3日間) 第2回：2022年12月10日(1日間) 第3回：2023年8月11日～14日(4日間)
精神保健福祉援助実習指導 (実習該当者のみ)	実習前：2022年12月11日(1日間) 実習後：2023年8月15日(半日間)

※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

3. 精神保健福祉援助実習(該当者のみ)

精神保健福祉援助実習 (210 時間)	実習時期 : 2023 年 1 月～8 月 実習時間 : 医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 120 時間(15 日間)
------------------------	---

※ 実習の休日等は、実習先施設の日程に合わせてます。休日等を含めると、実習期間は上記以上にかかります。

<短期養成課程>

1. カリキュラム

科 目 名	スクーリング (面接授業)	レポート		実 習
		回数	提出時期	
精神疾患とその治療	1 日間	2 回	5 月、7 月	
精神保健の課題と支援	1 日間	2 回	5 月、7 月	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	半日	1 回	9 月	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	2 日間	4 回	5 月、7 月、 9 月、11 月	
精神保健福祉に関する制度とサービス	1 日間	2 回	9 月、11 月	
精神障害者の生活支援システム	半日	1 回	9 月	
精神保健福祉援助演習(専門)	1 日間	2 回	5 月、7 月	
精神保健福祉援助実習指導 (該当者のみ)	1 日半	3 回	7 月、9 月、11 月	
精神保健福祉援助実習 (実習該当者のみ)				医療機関 90 時間 (12 日間)
				福祉施設 120 時間 (15 日間)

2. スクーリング(面接授業)日程

スクーリング科目	第 1 回 : 2022 年 7 月 16 日～18 日(3 日間) 第 2 回 : 2022 年 8 月 11 日～14 日(4 日間)
精神保健福祉援助実習指導 (実習該当者のみ)	実習前 : 2022 年 8 月 15 日(1 日間) 実習後 : 2022 年 12 月 11 日(半日間)

※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

3. 精神保健福祉援助実習(該当者のみ)

精神保健福祉援助実習 (210 時間)	実習時期 : 2022 年 9 月～11 月 実習時間 : 医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 120 時間(15 日間)
一部実習免除者 精神保健福祉援助実習 (150 時間)	実習時期 : 2022 年 9 月～11 月 実習時間 : 医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 60 時間(8 日間)

※ 実習の休日等は、実習先施設の日程に合わせてます。休日等を含めると、実習期間は上記以上にかかります。

■ 基礎科目について

社会福祉士(見込みを含む)でない方が短期養成課程に入学する場合、大学等において下記の基礎科目をすべて履修している必要があります。大学等で「基礎科目履修証明書」(P22)の発行を受けてください。入学年が2012年3月31日以前の方は、ホームページ「募集要項」精神保健福祉学科の各種提出様式から該当する入学年の様式をダウンロードしてご使用ください。

なお、履修された科目の名称が異なっても、次の表による読替が可能です。ご自身が履修した科目が基礎科目にあたるかどうかは出身校にお問い合わせください。

<基礎科目および読替の目安>

○ 2012年4月からの入学者に適用

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)

基礎科目名	読替の目安	
人体の構造と機能及び疾病	医学一般、医学概論、医学知識、人体の構造・機能・疾病	この3科目についてはいずれか1科目履修していること
心理学理論と心理的支援	①心理学 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目	
社会理論と社会システム	①社会学 ②家族社会学及び地域社会学の2科目	
現代社会と福祉	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策	
地域福祉の理論と方法	①地域福祉 ②地域福祉及びコミュニティワーク又はコミュニティソーシャルワークのうちのいずれかの2科目	
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス	
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助、生活保護、生活保護制度	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちのいずれか及び福祉計画、社会福祉計画のうちのいずれかの2科目	
保健医療サービス	①保健医療、保健医療制度、医療制度 ②医療福祉、医療ソーシャルワーク	
権利擁護と成年後見制度	①権利擁護と成年後見 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉、障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児・者福祉、障害児・者福祉制度、障害児・者福祉サービス、精神保健福祉論	
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	相談援助の基盤と専門職、社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職、相談援助	
精神保健福祉援助演習(基礎)	相談援助演習、相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、ソーシャルワーク演習、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助技術演習、精神保健福祉演習	

○ 2009年4月から2012年3月までの入学者に適用

精神保健福祉士法第7条第2号(平成20年厚生労働省告示第308号)

基礎科目名	読替の目安	
人体の構造と機能及び疾病	医学一般、医学概論、医学知識	この3科目についてはいずれか1科目履修していること
心理学理論と心理的支援	①心理学 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目	
社会理論と社会システム	①社会学 ②家族社会学及び地域社会学の2科目	
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス	
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助、生活保護、生活保護制度	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちのいずれか及び福祉計画の2科目	
保健医療サービス	保健医療、保健医療制度、医療制度	
権利擁護と成年後見制度	①権利擁護と成年後見 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目	
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク	

○ 2009年3月31日までの入学者に適用

精神保健福祉士法第7条第2号(平成10年厚生省告示第9号)

基礎科目名	読替の目安	
社会福祉原論	社会福祉原理論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論	
社会保障論	社会保障概論、社会保障	この3科目についてはいずれか1科目履修していること
公的扶助論	公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護	
地域福祉論	地域福祉	
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク	
医学一般	医学概論、医学知識	
心理学	①心理学概論 ②臨床心理学と発達心理学をともに履修していること	この3科目についてはいずれか1科目履修していること
社会学	①社会学概論 ②家族社会学と地域社会学をともに履修していること	
法学	①法学概論、法律学 ②憲法、民法及び行政法を履修していること	

■ 相談援助業務の実務経験とは

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験の範囲(第23回国家試験の相談援助業務の範囲)は、下記および次頁の表のとおりとなっています【精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第2条】。

ご自身の業務内容が実務経験として認められるかどうかは、証明をうける病院および施設等にてご確認ください。

<相談援助の業務について>

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方

- 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の5割以上に従事することが要件となります。
 - 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - 援助を行なうための関係者との連絡、調整等
 - ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ケース記録等の関係書類の整理
 - 職員間の申し送り、連絡、調整
 - 関係機関との連絡、調整
- 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
- 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

< 従業期間の計算方法 >

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、実務経験の対象となる指定施設と雇用関係を有し、常勤(労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である方も含む)で従事した期間を通算して計算するものとする。

< 実務経験の対象となる指定施設の範囲 >

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	A0001
	医療ソーシャルワーカー	A0002
	看護師	A0003
	臨床心理技術者	A0004
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	A0005
	社会福祉士	A0006
	精神科ソーシャルワーカー	A0007
	心理判定員	A0008
	保健師	A0009
	看護師	A0010
	臨床心理技術者	A0011

○ 児童福祉法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号	
障害児通所支援事業を行なう施設 (医療型児童発達支援を除く)(児童 デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	A0012
	放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	A0013
	居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	A0014
	保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	A0015
乳児院	児童指導員	A0016	
	保育士	A0017	
	家庭支援専門相談員	A0018	
児童養護施設	児童指導員	A0019	
	保育士	A0020	
	家庭支援専門相談員	A0021	
	職業指導員	A0022	
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員	A0023	
	保育士	A0024	
	児童発達支援管理責任者	A0025	
	職業指導員	A0026	
	心理的指導担当職員	A0027	
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	A0028	
	保育士	A0029	
	家庭支援専門相談員	A0030	
児童相談所	児童福祉司	A0031	
	受付相談員	A0032	
	相談員	A0033	
	電話相談員	A0034	
	児童心理司	A0035	
	児童指導員	A0036	
	保育士	A0037	
母子生活支援施設	母子支援員	A0038	
	少年を指導する職員	A0039	
障害児相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	A0040	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	A0041	
	児童生活支援員	A0042	
	職業指導員	A0043	
児童家庭支援センター	職員	A0044	
児童自立生活援助事業を行なう施設	相談援助業務を行なう指導員	A0045	

○ 地域保健法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
保健所	精神保健福祉相談員	A0046
	社会福祉士	A0047
	精神科ソーシャルワーカー	A0048
	心理判定員	A0049
	保健師	A0050
	看護師	A0051
	臨床心理技術者	A0052
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	A0053
	社会福祉士	A0054
	精神科ソーシャルワーカー	A0055
	心理判定員	A0056
	保健師	A0057
	看護師	A0058
	臨床心理技術者	A0059

○ 医療法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
病院／診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A0060
	医療ソーシャルワーカー	A0061
	看護師	A0062
	臨床心理技術者	A0063

○ 生活保護法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
救護施設	生活指導員	A0064
更生施設	生活指導員	A0065
被保護者就労支援事業を行なう事業所	就労支援員	A0066
被保護者就労準備支援事業を行なう事業所	就労支援員	A0067
	被保護者就労準備支援担当者	A0068
	相談支援に従事する者	A0069
被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	就労支援員	A0070
	被保護者就労準備支援担当者	A0071
	相談支援に従事する者	A0072

○ 地方自治体

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0073
	社会福祉士	A0074
	精神科ソーシャルワーカー	A0075
	心理判定員	A0076
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0077
	社会福祉士	A0078
	精神科ソーシャルワーカー	A0079
	心理判定員	A0080
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0081
	社会福祉士	A0082
	精神科ソーシャルワーカー	A0083
	心理判定員	A0084

○ 生活困窮者自立支援法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	主任相談支援員	A0085
	相談支援員	A0086
	就労支援員	A0087
	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	A0088
	就労準備支援担当者	A0089

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	主任相談支援員	A0090
	相談支援員	A0091
	就労支援員	A0092
	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	A0093
	就労準備支援担当者	A0094
生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	主任相談支援員	A0095
	相談支援員	A0096
	就労支援員	A0097
	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	A0098
	就労準備支援担当者	A0099

○ 社会福祉法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
福祉事務所	査察指導員	A0100
	身体障害者福祉司	A0101
	知的障害者福祉司	A0102
	老人福祉指導主事	A0103
	現業員	A0104
	家庭児童福祉主事	A0105
	家庭相談員	A0106
	面接員に担当する職員	A0107
	婦人相談員	A0108
	母子・父子自立支援員	A0109
	母子・父子自立支援プログラム策定員	A0110
就業支援専門員	A0111	
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	A0112
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	A0113

○ 知的障害者福祉法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	A0114
	心理判定員	A0115
	職能判定員	A0116
	ケース・ワーカー	A0117

○ 法務省設置法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
保護観察所	社会復帰調整官	A0118
	保護観察官	A0119

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A0120
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A0121
	職場適応援助者	A0122
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	A0123
	就業支援担当者	A0124
	生活支援担当職員	A0125

○ 売春防止法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
婦人相談所	相談指導員	A0126
	判定員(心理・職能判定員)	A0127
	婦人相談員	A0128
婦人保護施設	入所者を指導する職員	A0129

○ 刑事収容施設法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
刑事施設	刑務官	A0130
	法務教官	A0131
	法務技官(心理)	A0132
	福祉専門官	A0133

○ 少年院法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
少年院	法務教官	A0134
	法務技官(心理)	A0135
	福祉専門官	A0136

○ 少年鑑別所法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
少年鑑別所	法務教官	A0137
	法務技官(心理)	A0138

○ 更生保護事業法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
更生保護施設	補導主任	A0139
	補導員	A0140
	補導に当たる職員	A0141
	福祉職員	A0142
	薬物専門職員	A0143

○ 発達障害者支援法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	A0144
	就労支援を担当する職員	A0145

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

施設(事業)等種類	職 種	コード番号	
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員	A0146
		サービス管理責任者	A0147
	自立訓練を行う施設	生活支援員	A0148
		サービス管理責任者	A0149
	就労移行支援を行う施設	生活支援員	A0150
		就労支援員	A0151
		サービス管理責任者	A0152
	就労継続支援を行う施設	生活支援員	A0153
		サービス管理責任者	A0154
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	A0155
		サービス管理責任者	A0156
		相談援助業務に従事する職員	A0157
	自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	A0158
		サービス管理責任者	A0159
相談援助業務に従事する職員		A0160	
短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員	A0161	
重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務に従事する職員	A0162	
共同生活援助を行う施設(共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	A0163	
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	A0164
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	A0165
	障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	A0166
一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	A0167	

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	A0168
障害者支援施設	生活支援員	A0169
	就労支援員	A0170
	サービス管理責任者	A0171
地域活動支援センター	指導員	A0172
福祉ホーム	管理人	A0173
基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	A0174

○ 介護保険法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (保健師、主任介護支援専門員等)	A0175

○ 職業安定所

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	A0176
	発達障害者雇用トータルサポーター	A0177

○ その他

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター	A0178
	地域移行推進員	A0179
アウトリーチ事業、 アウトリーチ支援に係る事業を行なう施設	相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	A0180
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者	A0181
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者	A0182
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	A0183
母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	相談員	A0184
就労支援事業を行なう事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に 規定する事業]	就労支援員	A0185
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	A0186
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	A0187
ホームレス自立支援事業を行なう施設	生活相談指導員	A0188
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	A0189
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	A0190

○ 現在廃止事業の分野

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	A0191
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	A0192
	管理人	A0193
知的障害者援護施設	生活支援員	A0194
	生活指導員	A0195
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	A0196
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員	A0197